⑫　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事である。
⑬　本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。
⑭　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。
⑮　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、特例監理技術者）の配置は認めない。
⑯　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑽　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年４月19日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から仙台合同庁舎Ａ棟その他㉒建築改修工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の⑴から⑾までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成19年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）また、下記①㋐から㋓については、同一建物の施工実績とする。

①　下記㋐から㋓の要件を満たす建物の新営（新築又は増築）（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）又は下記㋐から㋒の要件を満たす免震工法による耐震改修工事
㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設
㋑　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
㋒　建物規模　延べ面積　20,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）
㋓　特殊構造　免震構造を有するもの

②　当該施工実績が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

③　特定建設工事共同企業体にあっては全ての構成員が上記①及び②の要件を満たす実績を有すること。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れかが上記①及び②の要件を満たす実績を有すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

①　建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐及び㋑の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。

・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

また、下記㋐⒜から⒟については、同一建物の施工経験とする。

㋐　下記⒜から⒟の要件を満たす建物の新営（新築又は増築）（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）又は下記⒜から⒞の免震工法による耐震改修工事
⒜　建物用途　下記以外の建物
独立住宅、集合住宅（寮、宿舎を含む。）、倉庫、車庫、工場及び体育館の類
⒝　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
⒞　建物規模　延べ面積　10,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）
⒟　特殊構造　免震構造を有するもの

㋑　当該施工経験が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋑「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

特定建設工事共同企業体にあっては代表者を含む全ての構成員の技術者が上記①及び②の要件を満たす経験を有すること。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たす経験を有すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。

④　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑺　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。